

子育て家庭ショートステイ事業



あなたが病気や事故、その他やむを得ない理由で、お子さんの養育が一時的にできない場合、また母子が緊急的に保護を必要とした場合に、児童福祉施設等でお子さんのお世話をいたします。

● 対象者

- ① 児童（１８歳未満）の養育が一時的に困難となった家庭の児童
- ② 緊急一時的に保護が必要な母子

● 対象理由

- ① 社会的理由（疾病、育児不安・疲れ、看病疲れ、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加）により、一時的に家庭において養育できない場合
- ② 夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合

● 期間

原則７日以内（やむを得ない事情があると認められた場合には、必要最小限の範囲内で延長できます。）

● 費用（日額）

利用者世帯の階層区分		２歳未満児 慢性疾患児	２歳以上児	緊急一時保護 の母親
A	生活保護世帯	０円	０円	０円
B	母子・父子世帯 住民税非課税世帯	１，１００円	１，０００円	３００円
C	その他の世帯	５，３５０円	２，７５０円	７５０円

● その他

- ・ お子さんが病気にかかっている場合は、お世話できないこともあります。
- ・ お子さんの送迎は、保護者でお願いします。
- ・ お子さんを施設に連れていく際に、健康保険証等（乳児については母子健康手帳、身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちのお子さんについては、その手帳）をご持参ください。
- ・ お子さんの入所中における医療費及び実施施設で特に必要と認める経費については、利用者に負担していただきます。

● 施設一覧

種別	施設名	住所	電話番号
乳児院	伊丹乳児院	伊丹市北野3-48-2	072-781-1744
母子生活支援施設	伊丹深愛館	伊丹市荻野7-70	072-781-6091
児童養護施設	子供の家	尼崎市若王寺3-16-3	06-6491-8953
児童養護施設	三光塾	西宮市小松西2-6-30	0798-41-4421
児童養護施設	尼崎市尼崎学園	神戸市北区道場町 塩田3083	078-985-2133
児童養護施設	善照学園	西宮市山口町船坂 2128-1	078-904-3773
児童養護施設	御殿山ひかりの家	宝塚市御殿山2-1-67	0797-85-4452
児童養護施設	いながわ 子供の家※	猪名川町柏梨田字イ ハノ谷10-9	072-744-1880
児童養護施設	睦の家	丹波市青垣町文室 204-2	0795-87-5815

※いながわ子供の家は、2歳児以上の受け入れとなります。

● 提出書類

- ☐ 子育て家庭ショートステイ事業利用申請書
- ☐ 保護者の住民税非課税証明書



猪名川町生活部こども課 子育て支援担当
 〒666-0292 猪名川町上野字北畑11-1
 TEL : 072-767-7477